

外国口座管理機関に関する申請・届出方法について

I. 申請・届出が必要な場合

1. 指定申請

- 社債、株式等の振替に関する法律(平成 13 年法律第 75 号)第 44 条第 1 項第 13 号に規定する口座管理機関(以下「外国口座管理機関」という)の指定を受けようとする者は、口座管理機関に関する命令(平成 14 年内閣府・法務省・財務省令第 2 号)の規定に基づき、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に指定の申請を行う必要があります。

2. 名称変更等の届出

- 指定を受けた外国口座管理機関は、次の事項に変更があったときは、口座管理機関に関する命令に基づき、遅滞なく、その旨を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に届出を行う必要があります。

- ・商号又は名称
- ・本店又は主たる事務所の所在地(郵便番号の記載は不要)¹
- ・代表者の氏名
- ・他人の社債等又は社債等に類する権利の管理を行うことにつき、免許又は登録その他これに類する処分を受けている国又は地域(本店又は主たる事務所の所在する国又は地域に係るものに限る。)
- ・指定国内上位機関の商号又は名称²

3. 指定取消申請

- 合併による消滅、業務の廃止などにより、外国口座管理機関の指定の取消しを受けようとするときは、口座管理機関に関する命令に基づき、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に指定取消しの申請を行う必要があります。

II. 必要な書類

1. 指定申請に必要な書類

- (1) 指定申請書
- (2) 添付書類

- ① 登記事項証明書又はこれに代わる書面
- ② 外国において他人の社債等又は社債等に類する権利の管理を行うことにつき、指定申請者の本店又は主たる事務所の所在する外国の法令の規定により当該外国において免許又は登録その他これに類する処分を受けていることを証する書面
 - ・ 当該外国の当局の発行する免許等の処分に係る書面の写し
 - ・ 当該免許等に係る根拠法令の規定
- ③ 振替機関若しくは口座管理機関から口座の開設を受けていることを証する書面(又は振替機関若しくは口座管理機関から口座を開設する見込みである旨の意思の表明があったことを証する書面)
- ④ その他指定に関し参考となる書類³

¹ 届出書において、郵便番号が記載されていたとしても、郵便番号の変更は告示には反映されません。

² 指定国内上位機関が商号又は名称を変更したときは、当該指定国内上位機関は、当該指定国内上位機関の商号又は名称の変更に限り、外国口座管理機関に代わって、届出を行うことができます。

³ 参考となる書類として、例えば次の事項が確認できる書類が考えられます。なお、振替機関への提出書類(提出予定の書類を含む)、アニュアルレポートなど、既存の書類による全部又は一部の代用も可能です。

- ⑤ 上記のうち日本語で作成されていないものがあるときは、その訳文⁴

2. 名称変更等の届出に必要な書類

(1) 届出書

(2) 添付書類

- ① 届出に係る事項の変更の事実について確認することができる書類⁵
② 上記のうち日本語で作成されていないものがあるときは、その訳文

3. 指定取消申請に必要な書類

(1) 指定取消申請書

(2) 添付書類

- ① 指定取消しに係る事由が確認できる書類があるときは、その書類(合併に係る証明書類等)
② 上記のうち日本語で作成されていないものがあるときは、その訳文

Ⅲ. 書類の提出

- 申請書・届出書は、指定国内上位機関を経由して次の提出先にご提出下さい。

(電子申請・届出による場合)

金融庁電子申請・届出システムをご利用ください。

<https://denshi-shinsei.fsa.go.jp/ja/>

詳細は以下の利用ガイドをご参照ください。

<https://www.fsa.go.jp/common/shinsei/UserGuide.pdf>

(注1) 申請書・届出書の提出後、下記の金融庁、法務省及び財務省宛に、その旨をご連絡ください。

(注2) 金融庁電子申請・届出システムにより提出する場合、法務省及び財務省への提出は不要です。ただし、今後、提出に使用するオンラインシステムや提出方法が変更されることがあります。ご提出の前に本書面を再度ご確認ください。

- ・主要な経営指標等の状況(例:単体・直近事業年度の営業収益、純利益、総資産、純資産、資本金、自己資本比率等)
- ・グループの概要(親会社、子会社などのグループ体系、各出資比率)
- ・主な沿革(例:設立、免許等の取得、業務開始、商号変更、会社再編等)
- ・外国口座管理機関としての業務概要(対象顧客層、取扱い予定の有価証券の種類(国債、株式、一般債、短期社債、外国株式、投資信託の別)など)
- ・外国現地の監督当局の正式名称
- ・外国現地の監督当局から行政処分を受けた実績

⁴ 英語で作成されている場合において、訳文作成の必要がないと認められたものについては、添付は不要です。名称変更等の届出、指定取消申請についても同様です。なお、訳文が必要か否かについては事前にお問合せください。

⁵ 変更前後の事項がそれぞれ確認することができる書類が望ましいですが、そうした書類がない場合はその限りにあっても、名称変更のように、法人の同一性を確認する観点から、変更前の事項を確認することができる書類が必要な場合があります。

(郵送による場合)

以下の宛先にそれぞれ一部ずつご提出ください。

・金融庁

〒100－8967

東京都千代田区霞が関3－2－1 中央合同庁舎第7号館

金融庁 企画市場局 市場課 市場業務室

Tel 03-3506-6000(内線 3685)

・法務省

〒100－8977

東京都千代田区霞が関1－1－1

法務省 民事局 商事課 法規係

Tel 03-3580-4111(内線 5966)

・財務省

〒100－8940

東京都千代田区霞が関3－1－1

財務省 理財局 国債企画課 法規係

Tel 03-3581-4111(内線 2422)

(注3) 書類内容のご相談などの際には、上記の金融庁宛にご連絡下さい。

IV. 留意事項

- 添付書類のうち、申請書・届出書の記載事項に関連する部分については、下線を付す等により明示して下さい。
- 添付書類が大部にわたる場合は、抜粋のみを提出することも差し支えありません。
- 申請又は届出の受理に当たって、必要な情報につき追加で確認させていただく場合があります。